

# 介護予防・日常生活支援総合事業利用料金表

令和4年10月改正

## ●通所介護相当サービス(独自)ご利用の方

## (費用負担1割の方)

(単位：円/月)

介護度	a	b	c	d	①	②	③	ア	a + b + c ①+②+ ③+ア	食費 (1食当たり)
	単位	サービス提供体制 強化加算 I	運動器機能向上 加算	科学的介護連携 推進体制加算	介護職員処遇改善 加算 I (a+b+c+d) × 5.9%	介護職員等特定 処遇改善加算 I (a+b+c+d) × 1.2%	介護職員等ベー スアップ等支援加 算(a+b+c+d) × 1.1%	科学的介護連携 推進体制加算	1月当たり利用者負 担額	
要支援1 (通所型独自サービス1)	1,672	88	225	40	119	24	22	40	2,190	650
要支援2 (通所型独自サービス2)	3,428	176	225	40	228	46	43	40	4,186	650

## (費用負担2割の方)

介護度	a	b	c	d	①	②	③	ア	a + b + c ①+②+ ③+ア	食費 (1食当たり)
	単位	サービス提供体制 強化加算 I	運動器機能向上 加算	科学的介護連携 推進体制加算	介護職員処遇改善 加算 I (a+b+c+d) × 5.9%	介護職員等特定 処遇改善加算 I (a+b+c+d) × 1.2%	介護職員等ベー スアップ等支援加 算(a+b+c+d) × 1.1%	科学的介護連携 推進体制加算	1月当たり利用者負 担額	
要支援1 (通所型独自サービス1)	3,344	176	450	80	239	49	45	80	4,383	650
要支援2 (通所型独自サービス2)	6,856	352	450	80	457	93	85	80	8,373	650

## (費用負担3割の方)

介護度	a	b	c	d	①	②	③	ア	a + b + c ①+②+ ③+ア	食費 (1食当たり)
	単位	サービス提供体制 強化加算 I	運動器機能向上 加算	科学的介護連携 推進体制加算	介護職員処遇改善 加算 I (a+b+c+d) × 5.9%	介護職員等特定 処遇改善加算 I (a+b+c+d) × 1.2%	介護職員等ベー スアップ等支援加 算(a+b+c+d) × 1.1%	科学的介護連携 推進体制加算	1月当たり利用者負 担額	
要支援1 (通所型独自サービス1)	5,016	264	675	120	358	73	67	120	6,573	650
(通所型独自サービス2)	10,284	528	675	120	685	139	128	120	12,559	650

●通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)ご利用の方

(費用負担1割の方)

(単位：円/月)

介護度	a	b	c	d	①	②	③	ア	a + b + c ①+②+ ③+ア	食費 (1食あたり)
	単位	サービス提供体制 強化加算 I	運動器機能向上 加算	科学的介護連携 推進体制加算	介護職員処遇改善 加算 I (a+b+c+d) × 5.9%	介護職員等特定 処遇改善加算 I (a+b+c+d) × 1.2%	介護職員等ベー スアップ等支援加 算(a+b+c+d) × 1.1%	科学的介護連携 推進体制加算	1月当たり利用者負 担額	
要支援1(週1回程度) 通所型サービスA1	1,338	88	225	40	100	20	19	40	1,830	650
要支援2(週2回程度) 通所型サービスA2	2,742	176	225	40	188	38	35	40	3,444	650
要支援2(週1回程度) 通所型サービスA3	1,371	88	225	40	102	21	19	40	1,866	650

(費用負担2割の方)

介護度	a	b	c	d	①	②	③	ア	a + b + c ①+②+ ③+ア	食費 (1食あたり)
	単位	サービス提供体制 強化加算 I	運動器機能向上 加算	科学的介護連携 推進体制加算	介護職員処遇改善 加算 I (a+b+c+d) × 5.9%	介護職員等特定 処遇改善加算 I (a+b+c+d) × 1.2%	介護職員等ベー スアップ等支援加 算(a+b+c+d) × 1.1%	科学的介護連携 推進体制加算	1月当たり利用者負 担額	
要支援1(週1回程度) 通所型サービスA1	2,676	176	450	80	200	41	37	80	3,660	650
要支援2(週2回程度) 通所型サービスA2	5,484	352	450	80	376	76	70	80	6,888	650
要支援2(週1回程度) 通所型サービスA3	2,742	176	450	80	203	41	38	80	3,730	650

(費用負担3割の方)

介護度	a	b	c	d	①	②	③	ア	a + b + c ①+②+ ③+ア	食費 (1食あたり)
	単位	サービス提供体制 強化加算 I	運動器機能向上 加算	科学的介護連携 推進体制加算	介護職員処遇改善 加算 I (a+b+c+d) × 5.9%	介護職員等特定 処遇改善加算 I (a+b+c+d) × 1.2%	介護職員等ベー スアップ等支援加 算(a+b+c+d) × 1.1%	科学的介護連携 推進体制加算	1月当たり利用者負 担額	
要支援1(週1回程度) 通所型サービスA1	4,014	264	675	120	299	61	56	120	5,489	650
要支援2(週2回程度) 通所型サービスA2	8,226	528	675	120	563	115	105	120	10,332	650
要支援2(週1回程度) 通所型サービスA3	4,113	264	675	120	305	62	57	120	5,596	650

**この基本利用料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料金も自動的に改定されます。その場合は、事前に新しい基本料金表を書面でお知らせいたします。**

- ・利用時間は、午前9時15分から午後3時30分までのものとなっております。なお、送迎時間は含みません。
- ・運動機能向上加算につきましては、ご家族様、ご利用者様をご希望された場合、当センターの機能訓練指導員が計画を立て、同意を得てから実施となります。
- ・サービス提供体制強化加算は、職員体制の加算です。
- ・介護職員処遇改善加算の単位数と介護職員等ベースアップ等支援加算の単位数、介護職員等特定処遇改善加算の単位数は、基本料金の単位数と各種加算料金の単位数の合計にそれぞれの率を乗じて計算されます。従って、介護度別の基本料金の単位数の違いや上記加算の有無により金額が変わります。
- ・食費は、1食あたりの料金です。
- ・科学的介護推進体制加算は、月額1回の料金です。（ケアの内容等データを厚労省に報告した場合。）

#### 《その他費用》

- ・毎月、理美容サービスを行っており、事前にご希望をお願いします。
- ・個別に生活機能向上の為の材料、及び道具に要する費用でご利用者にご負担いただくことが適当であると思われる場合は事前にご連絡の上、費用をご負担いただく場合がございます。